<論 文(教育学:公民科教育法)>

「公民科教育法」の授業計画に関する一考察

山 岡 昭 吉

要旨

「公民科教育法」を、教育実習期間に行う教科指導に直接的に影響を及ぼす科目として位置づけ、より実践的に有効なものとして大学の講義が行われるには、どのような点が配慮されるべきか、について検討した。オンライン・シラバスの「公民科教育法」などを分析し、「公民科教育法 I」「公民科教育法 II」と2単位ずつで、3学年配当にし、講義計画・内容には模擬授業・学習指導案・レポートなどの指導を重視するとともに、公民科の教育目標である公民的資質の育成そのものについて、「公民」の定義とともに授業計画上の授業時間に明確に含めるべきことを指摘した。

キーワード

公民科教育法、公民的資質の育成、教育実習生、模擬授業、学習指導案

目次

- 1. はじめに
- 2. オンライン・シラバス
- 3. 単位数・開設時期・学年配当
- 4. 模擬授業・学習指導案・レポートなどの時間配当と成績評価
- 5. 公民的資質の育成
- 6. 課題
- 7. おわりに

1 はじめに

「公民科教育法」を、教育実習期間に行う教科指導に直接的に影響を及ぼす科目として位置づけ、より実践的に有効なものとして行われるには、どのような点が配慮されるべきか、どのような点が課題となるか、について考察した。インターネット上で公表されている、オンライン・シラバスにおける「公民科教育法」の授業計画・内容を比較し、そこから現状を認識し、次に想起される課題について検討した。

2. オンライン・シラバス

検索エンジンのGoogle において、「公民科教育法」の講義内容を検索したところ、「公民科教育法」「公民科教育法Ⅱ」「社会科・公民科教育法Ⅱ」「社会科・公民科教育法Ⅱ」などの教科目が見出された。(注1)

そこから、講義内容を表示しているシラバスに該当するものを取り出し、後 述の図表を作成した。

ここでは、高等学校の「公民科教育法」の授業計画について考察するのが目的であるため、中学校の社会科を含む「社会科・公民科教育法」などの教科目は除外した。主として「公民科教育法」と「公民科教育法Ⅰ」と表示されている教科目を対象とし、「公民科教育法Ⅱ」は補足的に検討した。(注2)

3. 単位数・時期・学年配当

「公民科教育法」の講義の前提となる、単位数・時期・学年配当についての現 状を確認したい。

(1) 単位数

図表 1 ~ 4 では、明確に表示されているものについてのみ数値等で表示し、 明確に表示していないものについては「一」の表示をしている。

検出されたオンライン・シラバスでは、「公民科教育法」として開設している 大学は24校、「公民科教育法 I | として開設している大学は13校であった。

「公民科教育法」と開設している大学では、24校中の71%(以下、小数点以下四捨五入)の17校が2単位科目であり、25%の6校が4単位科目、単位数不明が1校であった。これに比べて、「公民科教育法 I」は検出された13校のすべてが、2単位科目であり、後継科目として「公民科教育法 I」が想定されるものであった。(図表 I)

「公民科教育法」オンライン・シラバス一覧 単位数・開設時期・学年配当

一世級			-		ПL																					
A. 「公	:民科教育	法_		((図	表	1)																			小計
大学名		ア	イ	ウ	エ	オ	力	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	卜	ナ	=	ヌ	ネ	24
単位数		2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	4	2	2	2	4	-	2	4	2	2	4	4	2	2	
	·2単位	0	0	0	0	0	\circ	0		0	0		0	0	0			0		0	0			0	0	17
	•4単位								0			\circ				0			\circ			0	0			6
	·不明-																-									6
開設時期																										
	·2単位	前	前	前	前	-	後	後		前	後		後	後	後		-	前		前	-			後	-	17
	前期	0	0	0	0					0								\bigcirc		0						7
	後期						\circ	0			0		0	0	0									0		7
	前後不明-					-											-				-				-	3
	・4単位								通年			通年				通年			通年			通年	通年			
	通年								0			\bigcirc				0			0			0	0			6
	•2•4不明-																-									1
学年配当		3	4	2	4	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	24
	1学年																									0
	2学年			O									O	0	O										O	5
	3学年	0				Ō	Ō	0	Ō	Ō	O	0												0		9
	4学年		0		0																					2
	不明-															-	-	-	ı	-	-	_	-			8

B. 「公	民科教育	法	IJ	((図	表	2)								小計
大学名		ハ	ヒ	フ	\sim	ホ	マ	111	ム	メ	モ	ヤ	ユ	3	13
単位数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	・2単位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	·4単位														0
	·不明-														0
開設時期															
	·2単位	前	前	前	_	_	前	後	前	前	前	前	_	_	13
	前期	0	0	0			0		0	0	0	0			8
	後期							0							1
	前後不明-				_	_							_	_	4
	・4単位														0
	通年														0
	•2•4不明-														0
学年配当		2	3	3	-	3	3	3	2	2	-	-	-	-	13
	1学年														0
	2学年	0							0	0					3
	3学年		0	0		0	0	\bigcirc							3 5
	4学年														0
	不明-				_						_	-	ŀ	-	5

(2) 開設時期

2単位科目として開設している大学17校のうち、前期に開設しているのが7校、後期が同数の7校、前期・後期の区別が不明なものが3校であった。「公民科教育法」として開設している大学においては、前期か後期かの区別は特に認められていない。これに比べて「公民科教育法 I」は13校のうち、62%の8校の大学は前期開設であり、後期開設は1校のみで、前期・後期区別不明瞭の大学は4校であった。(注3)(図表1・2)

(3) 学年配当

「公民科教育法」を開設している大学24校のうち、1学年に配当している大学は無かった。これは科目の性格上、当然のことと思われる。(注4)(図表1)2学年からの履修は5校であり、3学年からは9校、4学年からは2校、学年配当が不明なものが8校であった。ここから、3学年が妥当と考えている大学が多いことが理解できる。特別な事情が無い限り、4学年では、教育実習期間に「公民科教育法」の履修期間が重なるため、教科指導としての「公民科教育法」の教科内容が十分生かしきれない。(注5)

「公民科教育法 I 」と開設している大学13校では、1学年に配当しているのは、「公民科教育法」を開設している大学と同様にゼロであり、2学年に配当しているのは3校、3学年では5校、4学年ではゼロであり、学年配当不明が5校である。ここでも、「公民科教育法」と同様の傾向がみられ、3学年の学年配当が多い。(図表2)

4. 模擬授業・学習指導案・レポートなどの時間配当と成績評価 ここでは、模擬授業・学習指導案・レポートなどの指導の現状について確認 したい。

(1) 模擬授業

「公民科教育法」を、教職科目の基礎科目ではなく、教育実習における教科指導に直接結びつく、より実践的な教職科目として位置づけるならば、講義計

画・内容において、模擬授業や学習指導案の指導に、講義時間を多くかけるべきものである。

模擬授業・学習指導案等の時間配当と成績評価

	:民科教育	法		((図	表	3)																			小計	実質
大学名		ア	イ	ウ	エ	オ	力	キ	ク	ケ	コ	サ	ふ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	7	ナ	11	ヌ	ネ	A	
時間配当																										(24)	
	模擬授業	1	2	*1	4	-	*4	*	16	*	4	_	8	*	-	-	_	_	12	*1	-	*	_	6	3	16	8
	·学習指導案	6	-	*1	4	1	1	*	1	*1	-	3	1	_	_	2	_	_	2	*1	3	*		5	2	15	15
成績評価																											
	模擬授業	-	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	0	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	10	
	·学習指導案	0	-	0	_	-	_	-	0	-	_	_	0	-	-	0	_	_	_	-	0	0	-	0	0	9	
	・レポート	-	0	0	0	0	-	0	-	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	0	0	-	0	-	-	15	

В. Г	:民科教育	法	IJ	((図	表	4)								小計	実質	総計	実質
大学名		ハ	L	フ	$\overline{}$	ホ	7	111	4	メ	モ	ヤ	ユ	3	В		A+B	
時間配当															(13)		(37)	
	模擬授業	_	_	3	3	4	_	-	5	8	2	_	_	-	6	5	22	13
	· 学習指導案	3	-	-	1	2	-	-	-	1	2	-	-	-	5	5	20	20
成績評価																		
	模擬授業	_	-	\bigcirc	\bigcirc	-	_	-	0	0	-	-	_	-	4		14	
	·学習指導案	0	_	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	3		12	
	・レポート	-	-	-	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	9		24	

図表3において、「*」の印がついているものは、明確な時間配当が明示されていないが、模擬授業や学習指導案の指導を行うという文言があったものである。「*1」などと数値が付されて表記しているものは、明確な授業時間としてではなく、指導項目として列挙されている項目のうちの1項目として明示されている、という意味である。

明確な時間配当がされていないため、「*」印のものは、実効性に疑問が残る。

「公民科教育法」を開設している24の大学のうち、16校は文言として、模擬授業を行うとされているが、実効性がみとめられる実質的なものは8校と考えられる。3時間以上の時間配当がない限り、実効性ある模擬授業は難しいからである。3時間以上の時間配当を明示しているものは、8校で、33%である。4単位科目にしている大学6校のうち、2校が実効性ある模擬授業を行っていると考えられる。4単位科目にしているところがすべて、模擬授業をしている

とは必ずしも言えないようである。これは、後述するように、4単位科目にしているところが、必ずしも学習指導案作成に関する講義を行っていると言えないことにも共通している。(図表3)

「公民科教育法 I 」においては、13校のうち半数に近い6校が模擬授業を時間配当に明記している。「公民科教育法 II 」において、模擬授業を行う場合が多いにもかかわらず、「公民科教育法 I 」においても、模擬授業を行う場合が認められる。授業計画・内容をみてみると、「公民科教育法 I 」の後半から模擬授業を行い、後継科目の「公民科教育法 II 」の模擬授業に継続させて、多くの模擬授業の時間を確保している傾向がみられた。ここから、模擬授業を実効性あるものとして実際に行うには、多くの時間配当が必要になることを指摘しておきたい。(図表 4)

模擬授業をより実効性あるものとして、授業計画に組み込んでいるかをみる ために、模擬授業を成績評価に明確に組み入れているか、について検討を進め たい。

「公民科教育法」を開設する24の大学のうち、また模擬授業を行うと明示されている16校のうち、成績評価に加味する文言を明示しているものは、63%の10校である。その10校のうちには、模擬授業の時間配当が明示されていないものが3校あり、またせっかく時間配当がされているにもかかわらず、成績評価に含めていない大学も3校ある。模擬授業の時間配当が一定レベル(3時間以上)にされていて、かつ成績評価に組み込んでいるところは、24校中、20%の5校である。同じく「公民科教育法 I」では、13校中の31%の4校である。(図表3・4)

このような、模擬授業が行われにくい現状には、種々の課題が認められる。 その点については後の5.課題のところで検討したい。

(2) 学習指導案

「公民科教育法」を開設している24の大学のうち、15校は学習指導案作成にかかわる授業内容を明示している。学習指導案の指導においては、実習が不可

欠な模擬授業とは異なり、講義でかなりの部分が指導できるため、63%の15校の大学が学習指導案の指導を行っている。成績評価に含めているのはそのうちの60%の9校である。同じように「公民科教育法 I」では、13校中の38%の5校が時間配当に組み込んであり、成績評価に含めているのはそのうちの3校である。「公民科教育法」に比べて少ないのは、「公民科教育法 II」において、模擬授業とともに学習指導案が指導されるためと考えられる。(図表 $3 \cdot 4$)

(3) レポート

レポート提出を課題として明示し、成績評価の対象としているところは多い。「公民科教育法」を開設している24の大学のうち63%の15校、同じく「公民科教育法 I」では、13校中の69%の 9 校が成績評価にレポート提出を組み込んでいる。(図表 $3\cdot 4$)

5. 公民的資質の育成

ここで、公民科の教科指導をする上で重要な支柱である、教育目標の公民的 資質の育成について、十分意識して授業計画を行っているかを見てみたい。授 業計画上の授業時間に、公民科教育についてその意義などを含めているところ は、「公民科教育法」を開設している24の大学のうち42%の10校、同じく「公民 科教育法 I」では、13校中の69%の9校であった。公民的資質の育成そのもの の検討を明示してあるところは、前者で1校、後者で1校であった。同様に 「公民」そのものを本源的に扱っているところでは、前者で3校、後者で3校で あった。実態は、少なすぎると言っても過言ではない。

6. 課題

「公民科教育法」を、教育実習における教科指導に直接結びつく、より実践的な教職科目として位置づけるならば、講義計画・内容において、模擬授業や学習指導案の指導に、講義時間を多くかけるべきであることは先述した。この点から考えて、時間配当においても、成績評価においても、実効性が認められる

のは数校だけである。 4 単位科目としている大学 6 校のうち 33% の 2 校が模擬 授業にも力を注いでいることが認められる。 4 単位科目でも模擬授業を時間配 当や成績評価に組みにくいのは、どこに課題があるのであろうか。その点について他の課題とともにこの 5 . 課題において、検討を深めたい。(図表 1)

(1) 単位

単位数についてであるが、「公民科教育法」だけについて述べれば、先述したように入手できたオンライン・シラバスを公表している24校中の71%の17校が2単位で開設している。通常の場合は、半期科目で授業時間は約15時間になる。筆者の経験上、2単位かつ1科目だけでは、実践的な実効性ある講義にすることにかなりの困難を認めざるを得ない。約15時間という与えられた時間のうちに模擬授業を実効性ある実習にするには、受講する学生数に大きく影響されるからである。(注6)

図表上の「エ」「コ」「シ」「ヌ」の大学では、模擬授業や学習指導案の指導など、かなり努力されている。特に「シ」と「ヌ」は、2単位科目で「公民科教育法」1科目のみであるにもかかわらず、それぞれ8時間と6時間を模擬授業に当てているばかりか、学習指導案とともに成績評価にも組み込んでいる。(図表3)学生の単位の取りやすさの観点から単位数を考えると、4単位で1年間の通年よりも、2単位で半期の方が、病気その他で欠席した場合でも再履修しやすいと思われる。指導する側においても、半期で例えば「公民科教育法Ⅱ」として実践的内容を明確にした方が、集中的に実践的内容に即して指導ならびに評価しやすいように思われる。これらの点を勘案すると、「公民科教育法 I」「公民科教育法 II」と2単位半期科目として分け、「公民科教育法 I」においては、理論的なことなどを指導し、後継の「公民科教育法 II」では、そのほとんどを実践的な模擬授業や学習指導案に当てるのが、指導する側にとっても指導される学生側にとっても望ましいと考えられる。

(2) 時期

「公民科教育法」を開設している大学においては、オンライン・シラバスでみ

る限り、開設時期が前期と後期と半々の数になっている。その内容を学年配当とともに検討すると、2学年配当のうち前期開設が1校、後期開設が3校になっている。同様に3学年配当をみてみると、前期開設が2校で、後期開設が4校である。4学年配当の大学「イ」「エ」の2校をみてみると、2校とも前期に開設されている。またこの2校は、模擬授業に2時間と4時間に時間配当がなされている。大学附属の高校などとの連携により後期に教育実習期間が組まれるような前提が無い限り、模擬授業の教育実習への効果が期待できない開設時期である。(図表1)

(3) 学年配当

「公民科教育法」の学年配当においては、1 学年からの履修は避けるべきである。(注 4)

学年配当では、3学年が最も望ましいと考える。1・2学年では早すぎるが、4学年であると実習期間と重なるため遅すぎる。教育実習へ向かう前年の3学年で、「公民科教育法」を履修することが妥当である。(注7)

(4) 模擬授業

度々述べているように、教育実習時の教科指導に直接影響を及ぼすため、「公 民科教育法」では、実践的な模擬授業を行うことが不可欠である。その内容も、 グループ学習によるグループでの授業展開ではなく、個々人による模擬授業が 行われるべきである。オンライン・シラバスの中には、授業時間の構成上の 「導入」「展開」「整理」と各部分に分けて、グループで各部分のみの模擬授業を 行わせて指導しているものも見受けられた。学生数などの事情による苦肉の策 と思われるが、その効果の程に疑問を呈したい。この点については、後述する。

時間の確保は、学生数とともに模擬授業を行う上での重要な前提であるが、 模擬授業を行わせる事前の指導として、大学教官による模範授業ならびに教材 研究や、各種の具体的かつ詳細な指導も重要である。それも、伝えるための指 導、理解させ・身につけさせるための指導、生徒を引き込むための指導、生徒 の動きに対応する指導など、教育現場に即した具体的かつ実践的な指導が行わ れることが望まれる。

また模擬授業を学生に行わせるとともに、模擬授業を行わない生徒役の学生 たちには、模擬授業を体系的に洞察・分析できるように、観察能力を身につけ させるべきである。教育実習校でのベテラン教師の授業観察から多くのものを 学び取ることができ、また自らの授業の構成に活かすことができるからである。 (注8)

(5) 学習指導案

先述したように、模擬授業に比べれば、学習指導案が指導しやすいため、多くの大学で学習指導案作成の指導がなされており、成績評価にも含められている。図表を参考にすると、総計では37大学のうち、54%の20大学が行っていた。成績評価に含めているのは総計の32%の12大学である。この数値から考えると、現在以上に、より多くの大学で指導がなされるべきであるし、成績評価に積極的に含めるべきであろう。

学習指導案作成の指導がなされているのは、行われないよりも良いことであるが、学習指導案が作成される過程での学生の学習が最も有効性を持つのは、模擬授業を行う前に事前に作成し、かつ行った後に学習指導案を再構成した場合であることを忘れるべきではない。模擬授業を行い、その前と後に学習指導案作成指導を行うことが原則であることを強調する必要がある。(図表3・4)

また、通常の学習指導案は結果であって、その結果を導くための試行錯誤の 過程・蓄積ではないことにも留意すべきである。原稿用紙に書くことが、膨大 なデータを蓄積し、幾重にも思考した過程の結果であることと同様である。そ れ故に、当然のことながら、学習指導案作成の指導には、そこに至るまでの膨 大なデータの蓄積と幾重にも思考した過程への指導が含まれる。その教材研究 の過程への指導も重要である。(注9)

(6) レポート

総計で、37校中、65%の24校がレポート提出を成績評価に組み込んでいる。 このレポート作成における学生のレポート課題への主体的な学習が重要である。 多くの大学で、教科内容に関する項目を学生が選び、レポート課題にし、教材研究を行なわせ、提出あるいは発表をさせている。これは先に触れた、教材研究の指導に結びつくものであり、望ましいことである。より多くの大学がレポートの課題を学生に課する必要がある。(図表3・4)

(7) 教員

インターネット上のオンライン・シラバスでは、教員が当該大学の専任か非常勤であるかは明瞭には表示されていなかった。教員の専任か非常勤かは、「公民科教育法」が教育実習における教科指導に結びつく、より実践的な実効性ある講義になるか、に大きな影響を及ぼす。それは学生にどこまでかかわれるか、にも対応する。教科指導に直接結びつく講義である以上、「公民科教育法」の教官は、事前指導などの、何らかの形で実際の教育実習にかかわれるようにするべきであろう。教育実習期間で高校生に最も長く接するのは、教科指導であることを忘れるべきではない。筆者が、教育現場で教育実習生の教科指導をする折に、大学の教科指導教官と情報交換をする必要性を感じたことが度々生じた。また、大学の教科指導の教官として、教育実習前に、教科指導の確認指導をしたいと常々考えているが、非常勤講師の場合には種々の局面で限界があることも痛感している。

(8) 学生数

前出の「シ」の8時間を例にして考えてみる。模擬授業を個々人に行わせるとすれば、一人20分~30分として、8時間であるならば、最大で24名である。模擬授業の直後に指導技術などの指導を行うならば、16名の学生数が最大限度と思われる。(図表3)

グループで模擬授業を行うのは、やむを得ざる指導であるが、短い時間でもできる限り、個々人が模擬授業を行うようにすることが望ましい。そのためには、学生数をいかに少人数にするか、クラス分けするかが重要になる。(注10)

多くの大学で、模擬授業が実質的に行われにくい原因の大きなものが、この 学生数である。「公民科教育法」履修者の数が増加している大学は、模擬授業に 代わる、各種の方法・工夫がなされている。

各種の方法・工夫としては、先述したようにグループでの模擬授業や、模擬 授業のシュミレーションとして位置づけた学習指導案作成のみの指導に重点を おき、細かい指導を行っているものなどがある。

(9) 時間配当

ここでは、模擬授業を行う時間について考えてみたい。

90分のうち、多くの大学は20分か30分を模擬実習に当てて、その後に、討論や評価を行いまた、実践的な指導ならびに講評を行っている。本来は、一般の高校の教育現場と同様に、模擬授業を50分間で行うことが望ましい。だが、現実的には難しい。

先述したように、導入、展開、整理などの授業時間配分のままに区分して、ある日は導入、別の日は展開などと、グループで教材研究ならびに模擬授業を行わせている講義もある。学生数の多さなどでやむをえない方法かと思われる。各区分を個別に行うことによって、その区分の特徴とそこで行える指導技術を集中的に指導できる利点がある反面、全体としての授業の流れと生徒との対応の中でダイナミックに展開される授業の運営技術を指導することは困難である。いかに教え伝えるかという初期段階の指導技術に終始する可能性が高い。

同じ様な意味で、20分や30分で行われる模擬実習は、本来50分で行われる ものを短縮しているため、50分の流れの中で、強弱緩急などの授業運営手法や 生徒との対応の各種の手法などを学ぶ機会が得られないことに留意する必要が ある。(注11)

(10) 公民的資質の育成

先に、公民科の主要教育目標である公民的資質の育成について、十分意識して授業計画を行っているかを見た。授業計画上の授業時間に、公民科教育についてその意義などを含めているところは多かった。しかし、公民的資質の育成そのものの検討を明示してあるところは、それぞれ1校で、合計しても2校しかなかった。教科教育の目標の内容は「公民」の定義とともに丁寧に検討する

べきものであり、より多くの大学が公民的資質の育成の扱いを授業時間に明示すべきであろう。

7. おわりに

「公民科教育法」を、教育実習期間に行う教科指導に直接的に影響を及ぼす科目として位置づけ、より実践的に有効なものとして大学の講義が行われるには、どのような点が配慮されるべきか、という観点から、「公民科教育法」開設の単位数・開設時期・学年配当などを検討し望ましいものを提示し、次に講義計画・内容に模擬授業・学習指導案・レポートを検討し、それらを講義内容に組み入れるべきことを指摘した。特に実践的有効な講義を行う上で最も重要なものとして模擬授業について論じるとともに、模擬授業を行うことの難しさについても触れた。また、公民科の教育目標である公民的資質の育成そのものについて、授業計画上の授業時間に明確に含めるべきことを指摘した。今後も、「公民科教育法」を、教育現場により有効なものとなるように検討を深めていきたい。

(注1) 検索エンジンのGoogle において、「公民科教育法」「単位」「1 2 3」「成績評価」などの検索用語を記入した時に検出した件数は、2006 年 5 月16日の時点で、18,200件であった。そこから、講義計画および 内容を示す、シラバスに該当するものを取り出した。

「公民科教育法」として開設している大学のシラバスが24校、「公民科教育法 I 」が13校、「公民科教育法 II 」が4校、「社会科・公民科教育法」が11校、「社会科・公民科教育法 I 」は13校、「社会科・公民科教育法 II 」は6校が検出された。

(注2) 検出数が少なかったのも補足的に扱う理由のひとつとして上げられる。

千葉経済論叢 第34号

- (注3) 後期開設の1校は、図表にも示されているように、3学年に学年配当をしているため、学生は「公民科教育法I」を3学年の後期に履修することとなる。このため、後続の「公民科教育法II」は、4学年の前期に履修することになっている。近年、高等学校の教育実習は、実習校が行事や進路指導などで後期は忙しいため、前期において行われる傾向にある。「公民科教育法II」の講義と教育実習期間とが重なるため、実践的な模擬授業に比重をかけることが多い「公民科教育法II」が、この大学では、十分生かしきれないで教育実習に向かう可能性があることが懸念される。ただし例外的なケースでは、付属高校などとの連携が十分なされている大学では、秋に実習を行わせていただくなどで、この分をカバーすることが可能であろう。
- (注4) ここでは、検討対象から除外しているが、「社会科・公民科教育法」として、中学校社会科と併設している大学では、1学年から履修することができるようにしている大学がみられる。稀な大学では、「社会科・公民科教育法」の後継科目として、「公民科教育法」を開設している大学も認められた。この場合を除いては、1学年から履修するのは、教科目の性格上、避けることが望ましい。筆者の経験から述べると、1学年は大学のカリキュラムに慣れておらず、教科目の特性、性格がつかめていない場合が多い。そのため、教職科目の特殊性を良く理解していない学生が多い。一般教養科目、専門科目、語学科目、演習、教員免許状にかかわる教職科目などの区別がわかっていない学生は、教職科目でも教職基礎科目と教育実習の教科指導に深くかかわる教科教育法の特性をつかむことができないまま、安易に欠席や遅刻を重ねる者が多い。出席などの評価も、受講態度も格別に厳しいことの意味が理解できていない学生を多々見てきている。
- (注5) 特別な事情とは、(注3) にも触れた高校との密接な連携による教育 実習期間の時期の対応であり、「公民科教育法」が2単位科目として開

設されている場合では、4学年前期に「公民科教育法」を行い、教育実習が前期の春ではなく、後期に行えることができることである。先述したように、後期に教育実習を行うのは、教育実習校にとって学校行事や進路指導上の重要な時期である点から、教育実習校においてはかなりの負担があり、難しい時期である。それにもかかわらず後期に教育実習を行う特別な配慮をしてくれる、ということである。

- (注6) 筆者は昭和30年から現在まで約21年間、教科教育法を大学で指導してきているとともに、高校の現場では25年間、継続して受け入れ校の教員として教育実習生の教科指導ならびに学級経営指導にあたってきた。その間、大学ならびに、高校での教育実習生に対する指導上の種々の問題点などを体験した。その間に、課題として取り組んできたものの一つに、模擬授業と学生数の関係がある。この点に関しては、後の(8)生徒数のところで触れる。
- (注7) 筆者は以前、1・2学年を対象に模擬授業を行ったことがある。その時は学生達は模擬授業において、かなりの成長が認められた。しかし、教育実習期間へは2~3年の時間経過があり、実際に教育実習に向かった時は、種々の問題が生じた。ここには、先述した学年配当の問題と同時に、教育実習期間において実りある成果を出すための教育実習直前指導をいかに実効性あるものにするか、という課題も考える必要がある。
- (注8) 筆者は、教育実習校の受け入れ側の教科指導担当者として、教育実習生の授業参観を25年間、毎年、観察する機会を持った。教材活用や板書展開などの授業展開や生徒との対応技術などを、きちんと時系列的に詳細に記録・分析し、体系的に観察学習している学生に出会ったことがなかった。そのために、教科指導以前に観察学習の重要性をはじめとして、観察実習の仕方から指導せざるを得ず、その指導に多大な時間を費やした。古典芸能や武道の世界では、多くの諸先輩や師範の技を徹底的に見て学びとること(「見取り稽古」等)は、すべての学びの初めにおかれ、

千葉経済論叢 第34号

最も重要なことであるのは常識である。そのような観察実習の重要性が、 教育実習生の指導では徹底されているとは思えなかった。それ故に、大 学における教科教育法の講義の時は、時系列的かつ体系的に分析できる 一定の書式を提示して、観察実習の重要性と方法を身につけさせるべく 指導してきた。

- (注9) 筆者は、模擬授業を学生に行わせる前に、学習指導案を作成させる。 学習指導案を作成させる過程においても二つの書式を作成させながら系 統立てた教材研究と授業運営案を組めるように指導した。そこで重視し たのは、板書構成の設計と生徒の理解度に合わせた発問などの生徒対応、 そして時系列的な展開の設計である。
- (注10) 近年、経済が低成長期になってから、教員免許状取得希望者が増加したように思われる。不安定な雇用状況を反映して、教員にはならないが、将来のリスクヘッジとして、教職課程を安易に履修しようとする学生が多々見受けられる。このような安易な教職課程受講者が断念する教職課程のカリキュラム構成が大学に問われているのではないであろうか。
- (注11) 教育現場の実際の授業においては、昼食後の授業の場合や、前の授業で小テストがあった場合、体育後の授業の場合など、授業の前半20~30分間、ほとんどの生徒達が疲れて眠る直前の状態を多く経験する。教育困難校ではほぼ毎授業時間がこのような状態である。この場合の対処方法は種々ある。現場の教員にとっては、当然身につけているべき基礎的な指導方法のひとつであり、その指導法が成功するか否かは、教材内容をいかに教えるか伝えるかだけのレベルの指導法では難しい。授業時間50分間の一連の流れの中で、指導対象である生徒達の生身の状況をいかにつかみ、いかに対応し、その状況に見合った指導をいかに行うかの指導技術レベルが問われるのである。

(やまおか しょうきち 本学教授)